

引受事務要領

新潟水先区水先人会

受付方法	<p>水先の求めの受付は、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付 新潟水先区水先人会事務所(所在地：新潟市中央区竜が島1丁目7番12号)</p> <p>(2) 電話による受付 (電話番号：025-244-2320)</p> <p>(3) ファクシミリによる受付 (FAX番号：025-244-9551)</p>
受付事項	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者(水先法第3条)の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等(消費税法)該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
当直表	<p>会員の休息時間及び休日を確認し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>
受付条件	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次に掲げる事項のほか「船舶の航行安全」又は「水先人の安定した供給体制」に支障がないことを条件とするものとする。</p> <p>1. 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の前日の16時までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p> <p>2. 水先人の選任について利用者から要請がある場合</p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 当該水先人が当該要請を応諾すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 当該要請が水先開始予定時刻の48時間前から36時間前までに申し込みされたものであること。(ただし、36時間前を過ぎても当該水先人が当該要請に応じる旨確認できた場合はその限りではない。)</p>

<p>受付条件</p>	<p>二 以下の条件に該当することにより当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水先に特殊技術を要するバース又は特定の船舶について、当該水先人を含む特定の少数の水先人のみが当該バース又は船舶の水先を行うことになること。 <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準及び会員の水先業務経験年数に応じた業務制限基準に適合したものであること。</p>
<p>会員への 連絡</p>	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。 (2) 前号の掲げる場合以外の場合には、当直表に従って、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して、遅滞なく、会員に連絡するものとする。 (3) 前二号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、その他確実な手段により行うものとする。

平成27年12月1日 改正・施行

水先人の経験と年齢による制限

	船 種	総トン数	経験年数	年齢制限
1	原油タンカー	5万トン以上	1.5年以上	72歳未満
2	メタノール船	3万トン 〃	〃	〃
3	LNG 船	全 船 舶	〃	〃
4	LPG 船	3万トン以上	〃	〃
5	核燃料等積載船	全 船 舶	〃	〃
6	大型客船	5万トン以上	〃	〃
7	緊急・非常時	全 船 舶	〃	〃
8	デッドシップ	〃	〃	〃
<p>但し、1. 2. 3. 4の全船舶について、出港時は経験1年以上及び72歳以上でも従事できる。 水先人2人乗りの副として業務に従事する場合は適用しない。</p>				

新潟水先区水先人会の引受要領及び基準

令和6年6月1日

水先人会の概要

新潟水先区水先人会とは、国土交通省の定める全国34水先区の一つであり日本水先人会連合会の会員である。

水先区として別図に示す如く、新潟港西区と東区を併せた新潟港港域内が指定されている。

現在、免許を受けた5人の水先人が在籍し、入出港する船の船長から船社代理店を通じて、要請に応じて水先業務に従事している。

なお、所属水先人は、類似行為地区として、新潟県内の大型船が入出港する直江津港、姫川港、柏崎港、柏崎原発港、両津港、岩船港の6港にも要請に応じて赴き、同様の業務を行っている。

1. 事務所

(本部) 〒950-0072 新潟市中央区竜ヶ島 1-7-12
TEL : 025-244-2320 025-241-0125
FAX : 025-244-9551

(直江津詰所) 〒942-0061 上越市春日新田 1-24-4
TEL : 0255-43-4914
FAX : 0255-43-5463

2. 水先人の乗船場所

- ・新潟港西区 検疫錨地付近（西区西突堤灯台から303度1.5海里）
危険物積載大型船錨地 西突堤灯台から284度1.8海里の地点を中心とする半径800メートルの円内海域
- ・新潟港東区 東区第2東防波堤灯台から005度1.5海里の地点
危険物積載大型船錨地 西防波堤灯台から252度1.8海里の地点を中心とする半径800メートルの円内海域
- ・LNG船に限り別に定める。（別図参照）

3. 要請船としての必要な注意事項

- ・四季を通じて乗下船は舷梯を使用せず、必ずパイロットラダー又はコンビネーションラダーを使用する。
- ・パイロットラダー又はコンビネーションラダーは風浪、うねりを遮蔽する側に用意すること。又、乗船前に静穏な水面を作るため船速の増減、舵の操作を依頼することがある。

- ・ 錨泊していた船舶は、水先人の乗船が可能な時は抜錨してリーサイドを作り、乗船に備えること。
- ・ パイロットボートにはVHF無線機を設置しており、乗船指定時の約45分前から開局する。必要であれば、16CH（ニイガタパイロット）で呼び出し、通常06CHで交信する。尚、新潟港にはポートラジオ局はない。
- ・ その他水先の引受、取り消し、変更、制限、安全措置、通知事項、船長の協力義務、便宜供与等については水先約款による。

4. 水先人の当番制

- ・ 5人の水先人は輪番制として当番表を作成し、明示する。
- ・ 水先人は相互諒承の上で一時的に当番を交替することができる。

5. 業務制限及び基準

イ) 気象・海象による制限

気象・海象が操船に不適當な次の状況にあるときは業務を見合わせる。

- (1) 風速15m/s以上の強風の時。但し、LNG船・LPG船等、個別の安全基準がある船はそれによる。
- (2) 視程が1,000m以下の時
- (3) 津波、又は暴風警報が発令され突風等が予想される時

波高による制限（有義波高）

	対象船舶	限界波	乗船のための船艇
1	西区入港 一般船	2.0メートル	水先艇
2	西区沖 メタノール船	3.0 "	"
3	" LNG・LPG船	3.0 "	"
4	東区入港 一般船	2.0 "	タグボート
5	東区入港 タンカー	2.0 "	"
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東区入港の大型危険物積載船は、防波堤内側では乗船しない。 ・ 要請があれば西乗りも考慮する。 		

気象情報等を参考にして各水先人の判断を加味し、可否を決める。

ロ) 喫水による制限

- ・ 入出港共、各バースの海図上の水深より－10%の喫水を原則として、それに潮高を加減する。
- ・ 静穏時の一般船については－8%まで考慮する。
入出港可能な喫水について要すれば、事前に代理店を通じて確認されたい。

ハ) 水先要請に応ずる時刻の制限

- ・入港は原則として日出時から日没時いわゆる DAY TIME とする。
- ・出港は次日の作業を考慮し原則として、21：00 までとする。
- ・危険物積載船は DAY TIME のみ、但しコンテナ船の入出港に関しては実情に応じて実施する。
- ・緊急時、荒天避難、非常時にはその都度協議して要請に応じる。

ニ) 海難防止対策としての水先人の経験と年齢による制限

	船 種	総トン数	経験年数	年齢制限
1	原油タンカー	5 万トン以上	1.5 年以上	72 歳未満
2	メタノール船	3 万トン "	"	"
3	LNG 船	全 船 舶	"	"
4	LPG 船	3 万トン以上	"	"
5	核燃料等積載船	全 船 舶	"	"
6	大型客船	5 万トン以上	"	"
7	緊急・非常時	全 船 舶	"	"
8	デッドシップ	"	"	"
・但し、1. 2. 3. 4 の全船舶について、出港時は経験 1 年以上及び 72 歳以上でも従事できる。 ・水先人 2 人乗りの副として業務に従事する場合は適用しない。				

6. 水先人 2 人乗りの基準

- ・運航の安全を期するため、全長 200 m 以上で中央部において位置合わせを必要とする船舶の入港時は水先人を 2 人乗りとする。
- ・特殊な状況における船舶を水先する場合には、船長又は船舶所有者と協議して 2 人乗りとすることがある。

7. 曳船使用基準

D. W. T	隻数	備 考
10,000 未満	1	
10,000～50,000 (入港時)	2	スラスタ装備、馬力によっては1隻もある。
10,000～15,000 (出港時)	1	投錨してあること。
15,000～50,000 (出港時)	2	スラスタ装備、馬力によっては1隻もある。
50,000 以上 (入港時)	1～3	バルカー 注) 2
50,000 以上 (入港時)	3	タンカー、L P G 船
50,000 以上 (出港時)	2	バルカー (スラスタ装備、馬力及び投錨の有無によっては1隻もある。)
L N G 船 (入出港共)	4	強風出港時増援もある。
客船、コンテナ船、RORO 船、 その他特殊船、デッドシップ	1～3	入出港共通

注) 1 : 全てのケースにおいてスラスタ装備の有無、天候、喫水、受風圧面積、その他状況を考慮して決める。

注) 2 : 決定に際しての具体的条件

1 隻 … 入船着岸、スラスタ装備 (BT/ST)

2 隻 … 回頭ある場合は6万 DWT 未満とし、6万 DWT 超は入船着岸のみ。

3 隻 … 6万 DWT 超で回頭しての出船着岸

但し、平均風速 8m/sec 程度以上ではこれによらないことがある。

8. その他

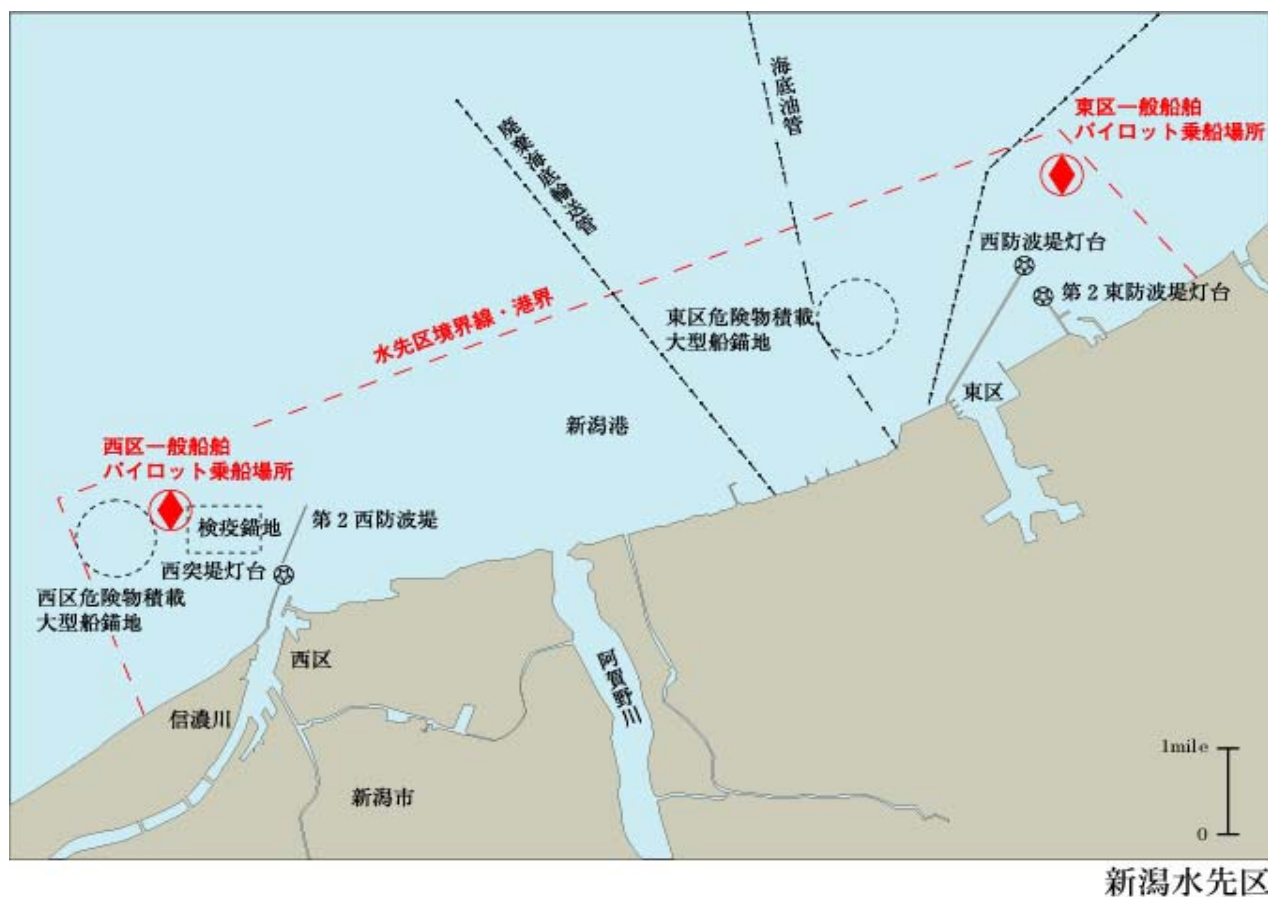
- ・水先事務所が閉じられている時は、担当の水先人の個人事務所または携帯電話に代理店を介して直接連絡する。
- ・この引受要領及び基準は令和6年5月15日から実施する。

別図 新潟水先区

(改訂の記録)

- 1 平成19年4月1日 初版
- 2 平成28年9月1日 第二版
- 3 平成29年10月16日 第三版
- 4 令和6年6月1日 第四版

○水先区域、港域、検疫錨地、パイロット乗船場所の略図



LNG 船のパイロット乗船位置は

北緯 37度59分、 東経 139度03分

(新潟港西区第2西防波堤先端から290度、約1.4海里) とする。